

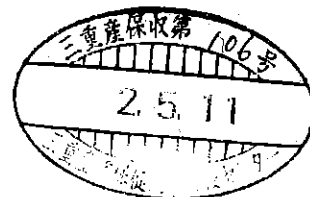


三労発基0508第3号

令和2年5月8日

独立行政法人労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局長

(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（別添1「令和2年政令第148号」）、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（別添2「令和2年厚生労働省令第89号」）及び作業環境評価基準等の一部を改正する告示（別添3「令和2年厚生労働省告示第192号」）が、令和2年4月22日に公布及び告示され、別添4の施行通達に基づき、令和3年4月1日から施行することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、傘下団体、会員、事業場等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。